無縁墳墓等改葬公告

境内墓地改修整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年四月二十一日

一、墳墓等所在地　埼玉県さいたま市西区宮前町一七〇〇番地

一、墳墓等の名称　興徳寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

松澤家、松本太逸家、御園家

一、改葬を行おうとする者　埼玉県さいたま市西区宮前町一七〇〇番地　宗教法人興徳寺　住職　団野　珪仁

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一〇号　昭和三十年四月二十一日

㈡　商号　ＫＮＴ－ＣＴホールディングス株式会社

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　ＫＮＴ－ＣＴホールディングス株式会社　東京都千代田区東神田一丁目七番八号　代表取締役　戸川　和良

㈣　主たる営業所の称及び所在地　本社営業所　東京都千代田区東神田一丁目七番八号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十六年四月三日

四、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、一億五千万円及び百万円也です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十六年四月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　菊間　潤吾

債権申出の公告

当社は商法等の一部を改正する法律平成一二年法律第六十四号附則第十九号第一項の規定により、平成八年六月三日付で解散いたしました。

この度残余財産処分の必要があり、平成二十四年四月二十三日横浜地方裁判所相模原支部より当清算人が選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。また、当社の社員権を有する方においても、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

神奈川県相模原市田名一一一三一番地

有限会社高梅不動産

清算人　弁護士　松坂　大輔

連絡先　神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一四番九号　ＩＬ　ＣＩＥＬ　Ｏ　Ｂ・Ｅ号室

井上雅彦法律事務所

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年三月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

埼玉県さいたま市中央区下落合六丁目一番一八号

確定給付企業年金清算人　足立　誠

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年 4 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①熊谷トラベル社　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－834号　④諸貫正美　埼玉県熊谷市中奈良970－５　⑤本社営業所　埼玉県熊谷市中奈良970－５　⑥平成11年６月１日　⑧平成26年３月31日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県熊谷市新島360－14　諸貫正美

Ｂ　①オーエートラベル株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3553号　④オーエートラベル株式会社　東京都新宿区中井２丁目12番20号　代表取締役　丹羽厚子　⑤オーエートラベル株式会社　東京都新宿区中井２丁目12番20号　⑥平成８年３月15日　⑧平成26年３月15日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区中井二丁目12番20号　オーエートラベル株式会社　代表取締役　丹羽厚子

Ｂ　①株式会社ツバキサポートセンター　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－521号　④株式会社ツバキサポートセンター　京都府京田辺市甘南備台１丁目１番３号　代表取締役　椿本茂也　⑤本社営業所　京都府京田辺市甘南備台１丁目１番３号　⑥平成５年４月８日　⑧平成26年４月１日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都府京田辺市甘南備台１丁目１番３号　株式会社ツバキサポートセンター　代表取締役　椿本茂也

Ｂ　①株式会社センチュリートラベル　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－406号　④株式会社センチュリートラベル　福岡県福岡市中央区赤坂一丁目14番22号　代表取締役　樋口公滋　⑤本社営業所　福岡県福岡市中央区赤坂一丁目14番22号　⑥平成８年３月４日　⑧平成26年３月３日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市中央区赤坂一丁目14番22号　株式会社センチュリートラベル　代表取締役　樋口公滋